

立入検査実施要領の改正に関する説明会（令和８年７月６日実施）においてあげられた御質問への回答

令和８年８月１８日

原子力規制庁 長官官房 放射線防護グループ 放射線規制部門

立入検査実施要領の改正に関する説明会（令和８年７月６日実施）においてあげられた御質問への回答

御質問の内容	回答
➤ 事前の通告を行わない立入検査の対象事業所の選定方法について、令和８年度には年間計画に記載のとおりだと認識しているが、令和９年度以降はどのように選定されるのか。 ➤ 令和８年度は、登録認証機関等は事前の通告を行わない検査の対象外であるとのことだが、令和９年度以降は登録認証機関等も対象になるのか。または、登録認証機関等については当面の間、事前の通告を行わない立入検査の対象外にするという方針か。	➤ 令和９年度以降の立入検査の実施方法については、令和８年度の実施内容等を確認して検討する予定としているため、現時点で明確にお示しすることは困難です。そのうえで、毎年度の年間計画に基づいて実施することになりますので、公表されましたら御確認をお願いします。また、今回改正した立入検査実施要領では登録認証機関等も事前の通告を行わない立入検査の対象になっていますので、令和９年度以降は検査対象になる可能性があります。
➤ 事前の通告がない検査について、やむを得ない事情がない場合には検査を実施するということであるが、入構手続等に時間を要することは問題ないか。 ➤ 防護区域への立入りに際し、防護規程の中で事前の申請書の作成や決裁経路を定めている。事前通告を行わない検査で来訪された場合で申請書の決裁が得られない場合は、防護区域への立入りはされずに検査を行うのか。それとも、防護規程を遵守せずに防護区域へ立入るのか。また、自衛消防訓練等の特別なイベントを実施している場合は、それらが終了するまで検査の開始を遅らせてもよいのか。 ➤ 施設の営業日以外の日や休日に事前の通告を行わない検査に来訪され	➤ 管理者や鍵を開けられる者が不在、会社設立日による休日や特別なイベントを実施しているなどの個別のやむを得ない事情がある場合については、現場の状況を確認した上で、検査の開始時刻、検査の内容等を事業所と相談・調整のうえ、可能な範囲で検査を実施させていただくことになります。なお、事前の通告を行わない立入検査は、事業所の通常の業務が行われている時間帯での実施を基本としています。したがって、対応者が不在ということをもって直ちに検査を忌避したと見なすことにはなりません。

ても、施設に対応できる者が誰もいないことが想定される。電話も受け取れない可能性があるが、立入検査を忌避したと見なされるのか。	
➤ 事前の通告を行わない立入検査の対象事業所は現時点で決まっているのか。事前の通告の有無で検査内容が異なるとすると、通常の検査を実施する予定であった事業所を事前の通告を行わない検査に振り返る場合、通常の検査を別途実施する必要があるのか。 ➤ 事前の通告を行う立入検査と行わない検査とでは、検査で確認する事項が異なると認識しているため、事前の通告を行わない検査を実施しても通常の検査の回数が減るということではないという理解で合っているか。 ➤ 当日の検査体制に関して、通常の検査では放射線管理区域に立ち入ることが想定されると思うが、管理者や鍵を開けられる者が不在等の理由により管理区域に入域できない場合であっても、聞き取り等を行ったということで1回の検査を実施したことになるのか。	➤ 対象事業所の選定状況についてはお答えすることはできません。事前の通告を行わない立入検査の検査内容や検査回数の考え方については、当該検査の実績を積み重ねてから検討したいと考えています。
➤ 事前の通告を行う検査と行わない検査で、検査官が確認する資料（5年間の帳簿等）は同じか。事業者が準備する必要があるか。	➤ 事前の通告を行わない立入検査は、通常時の法令遵守の状況、放射性同位元素等の管理体制等の業務実態を把握することを目的として実施するものです。その目的を達成するために、検査に必要な書類があれば確認させていただく場合があります。なお、従来の立入検査のように、検査の開始時までには全ての書類を準備していただく必要はありません。

➤ 年間計画にある重点確認事項は、事前の通告の有無に寄らず全ての検査が対象となるか。	➤ 重点確認事項を確認する必要がある事業所については、事前の通告の有無に寄らず、立入検査において確認させていただくことになります。
➤ 早急に事実関係を確認する必要があると安全規制管理官（放射線規制担当）が判断した場合であって、原子力規制委員会の了承を得たときは、事前の通告を行わずに立入検査を実施することができるということだが、原子力規制委員会の了承とは定例又は臨時の原子力規制委員会に諮るということか。それとも、担当委員の了承を得ることか。	➤ 原子力規制委員会の了承を得る方法については、定例会又は臨時会議で了承を得ることを想定しています。
➤ 事前の通告を行わない立入検査の対象になったとしても、必ずしも法令違反の可能性や疑いがあるということではない認識でよいか。	➤ 事前の通告を行わない立入検査の対象になったとしても、必ずしも法令違反の可能性や疑いがあるということではありません。なお、年間計画に記載している年間実施予定件数については、令和8年度に実施予定の立入検査の合計数になっています。そのうえで、その一部の立入検査について、事前の通告を行わない立入検査で実施する予定としています。
➤ 放射線障害防止検査と特定放射性同位元素防護検査の両者が対象となる事業所について、事前の通告を行わない立入検査を同時に実施することはあるか。	➤ 放射線障害防止検査と特定放射性同位元素防護検査の両方が対象となる事業所において、事前の通告を行わない立入検査を同時に実施する可能性についてはお答えすることはできません。
➤ 事前の通告の有無で検査の実施内容に差はあるのか。検査のフィードバック等は通常の検査と同様の形式で行われるものか。	➤ 事前の通告を行わない立入検査については、通常時の法定遵守状況や放射性同位元素等の管理体制等の業務実態を把握することを目的として、事業者のありのままの状況を確認します。一方で、事前の通告を

	行う立入検査については、従来の検査と同様で法令で定める記帳などを確認します。いずれの検査においても検査内容のフィードバック等については、これまでと同様の形で実施することを想定しています。
➤ 事前の通告を行わない検査の通知は、検査の当日に行われるという認識で良いか。	➤ 事前の通告を行わない検査の通知については、検査の開始直前に書面にて通知することを想定しています。
➤ 立入検査の実施方針は年間計画に基づくものであると理解しているが、年間計画の方針は毎年度変わるものか。それとも、一定期間同じ方針を続けていくものか。	➤ 立入検査の実施方針は、原則として毎年度当初に、年間計画の一部として設定するものです。